

## Japan Times Satoyama 推進コンソーシアム規約

### (名称)

第1条 本会の名称は Japan Times Satoyama 推進コンソーシアムとする。  
英文表記は、Japan Times Satoyama Consortium とする。

### (組織)

第2条 本会は、株式会社ジャパントイムズ(以下、ジャパントイムズとする)と会員からなる任意の組織とする。

### (事務局)

第3条 本会は、主たる事務局をジャパントイムズ(東京都港区芝浦4-5-4)に置く。

### (目的)

第4条 本会は、里山里海の活用を日本独自の取り組みと捉え、里山里海の事例を調査、研究を行うとともに、各地域で実践している里山里海活用の取り組みをジャパントイムズが発行ないし提供する媒体等を通じて積極的に国内外に情報発信し、もって会員の価値の向上を図り、さらには社会および産業界における里山里海の活用への理解、持続可能な社会を実現するため理解の促進を図ることを目的とする。

### (事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を行う。

- (1) 里山里海の活用に基づき地方創生を推進する活動を支援する事業
- (2) 里山里海の活用に関する調査、研究
- (3) 里山里海の活用に関するシンポジウム、講演会、セミナーなどの開催
- (4) 新聞、インターネット等による情報提供および広報活動
- (5) 前項第1号及び第2号に掲げる事業に係る企業等の社会貢献活動に関するコンサルティング事業
- (6) 前項に掲げる事業における広告掲載事業
- (7) 本会の活動及び地域の魅力を伝えるウェブサイトの運営
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

### (会員)

第6条 本会の目的に賛同する企業ないし団体の事業単位は、規約に同意した上で会員登録をし、かつ年会費を払い込むことによって会員資格を得る。

2. 会員資格は、特別会員、一般会員、賛助会員の三種類とする。
3. 特別会員、一般会員、賛助会員の年会費および特典については別途定める。
4. 会員資格の有効期間は1年間とする。
5. 退会は会員の自由意思による。ただし、年度途中で退会した場合、年会費の払い戻しはしない。

(本会代表)

第7条 本会代表は本会を代表し統括する。

2. 本会代表は、運営委員会が作成した事業計画ならびに事業報告を承認する。
3. 本会代表は、ジャパンタイムズを代表する者がその任にあたる。

(運営委員会)

第8条 運営委員会は、本会の事業計画ならびに事業報告を作成し本会代表に提出する。また、第5条の事業を行うため必要に応じ、部会を設けることができる。

2. 運営委員は、特別会員およびジャパンタイムズの推薦に基づき、本会代表が委嘱する。
3. 運営委員長は、本会代表が委嘱し、運営委員会を代表する。

(部会)

第9条 部会は運営委員会の委託を受けて事業を実施する。

2. 部会委員は会員およびジャパンタイムズの推薦に基づき本会代表が委嘱する。
3. 部長は部会委員から本会代表が委嘱し、部会を代表する。

(事業年度)

第10条 事業年度は、毎年4月1日より3月31日までとする。

(会計報告)

第11条 本会事務局は、事業年度終了後2カ月以内に前年度の会計報告を運営委員会ならびに本会代表に提出しなければならない。

(議事録)

第12条 本会事務局は、運営委員会の議事録を作成し保存する。

2. 会員は議事録を閲覧する権利を有する。

(成果の公開)

第13条 本会会員は本会活動の成果を外部に公表することができる。

ただし、ジャパンタイムズが外部への公開を望まない場合は、運営委員長にその旨を申し出て、運営委員会に諮った上、本会代表の決定により公開を差し止めることができる。

(内部情報の無断流出の禁止)

第14条 ジャパンタイムズは、本会を通じて知り得た本会会員の内部情報を当該会員に無断で外部に持ち出し、第三者に渡してはならない。

2. 本会会員は本会を通じて知り得た他の会員の内部情報を当該会員および本会事務局に無断で外部に持ち出し、第三者に渡してはならない。

(規約の改正)

第15条 規約の改正は運営委員会が決し、本会代表の承認を経て発効する。